

低潮線保全基本計画に基づき令和5年度に実施した主な取組について

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)第3条の基本計画に基づく取組状況について、以下のとおり報告する。

○低潮線保全区域の状況調査等

- ・低潮線保全区域(全国で185区域)の巡視等を実施し、自然侵食による顕著な形状変化や人為的な損壊行為がないことを確認。

○特定離島港湾施設の整備等

- ・南鳥島
岸壁及び施設の管理、
港湾の水域管理
- ・沖ノ鳥島
栈橋及び臨港道路の整備、
港湾の水域管理

○特定離島を拠点とした活動

- ・南鳥島
周辺海域での海洋鉱物資源量
調査等の実施
- ・沖ノ鳥島
サンゴ幼生着床・育成基盤の
改良



飛行機からの低潮線保全区域の状況確認



船上からの低潮線保全区域の状況確認

